

飲食店・タクシー事業者等の 新型コロナ対策を応援します!!

新型コロナウイルスの感染拡大の影響が長期化しております。
三戸町では、町民の皆さまが、安心して、安全に飲食店やタクシー等をご利用
できるよう、店舗内・車内に、飛沫感染対策用のアクリル板などを設置する費用
に対し、補助金を交付いたします。ぜひ、ご活用ください。

◆対象事業者（個人事業主又は法人）

次のいずれかの店舗又は事業を3ヶ月以上継続して営む事業者

- (1) 食堂、レストラン、ラーメン店、居酒屋、スナック、バー、カラオケ店、喫茶店
- (2) タクシー事業者、自動車運転代行業者、旅客自動車運送業者

ただし、町に納付すべき債務を滞納していないこと。（本人及び同一の世帯に属する者）

※ **すでに環境整備事業費補助金の交付を受けた事業者も対象となります。**

◆補助対象経費及び補助金の額

補 助 対 象 経 費	補助金の額
飛沫の遮蔽 のための 物品の設置・購入 に係る経費	補助対象経費の5分の4(千円未満切り捨て) ※上限10万円

◆補助対象経費の（例）

飛沫感染防止のため、人と人が対面する場所にアクリル板やビニールカーテン等を設置するた
めに必要な経費（施設の改修を伴う場合は、その経費も対象となります。）



飲食スペースなどに



会計窓口などに

◆申請書類

申請に必要な書類は次のとおりです。

- ①補助金交付申請書 ②事業計画書 ③収支予算書 ④見積書の写し
- ⑤本人確認書類の写し（窓口に来る方） ⑥同意書（納付状況照会の同意）
- ⑦施設の改修を伴う場合は、各種図面の写し

※ 申請書類は、窓口で配布するほか、町ホームページからダウンロードすることができます。

★申請前に実施した事業は、補助金の対象となりませんので、まずは、お気軽にご相談ください。

◆申請期間・申請窓口（受付時間は、平日の8:30～17:00 となります。）

申請期間：令和3年1月5日（火）から1月29日（金）まで

申請窓口：三戸町役場 まちづくり推進課（役場2階）

【ホームページ】 <https://www.town.sannohe.aomori.jp/>

【問 合 せ】 三戸町役場 まちづくり推進課（電話：20-1117）